

地方独立行政法人大阪府立病院機構 令和 6 事業年度の業務実績に関する評価結果の反映状況

地方独立行政法人法第 29 条に基づく評価結果の年度計画及び業務運営の改善への反映状況については、以下のとおりである。

1. 「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する大項目評価

令和 6 年度評価における意見	年度計画及び業務運営への反映状況
大阪急性期・総合医療センターは、救命救急、心疾患・脳血管疾患、腎移植などの高度専門医療を着実に提供するとともに、大阪府との協働による近畿地方 D M A T ブロック訓練の実施や大阪・関西万博における災害対応の準備に取り組むなど、基幹災害拠点病院としての役割を果たした。一方で、救急受入れ体制の充実に努め、救急車搬入患者数は前年度より増加したものの、年度計画を下回ったことから、今後、より一層の回復に努めてもらいたい。また、小児・周産期医療の患者数を回復させるとともに、身体合併症のある精神患者への対応については、府域におけるニーズも高いことから、医師確保が課題ではあるものの、受入れ体制を充実してもらいたい。	救急医療、小児・周産期医療、精神医療への対応について、以下のとおり令和 8 年度 年度計画（p. 2 ～ p. 3）において反映させた。 （１）府の医療施策推進における役割の発揮 ① 役割に応じた医療施策の実施と診療機能の充実 ・ 三次救急及び二次救急の受入れについて、コロナ禍前の実績回復を目標に、病院全体での病床フリーアドレス制（診療科病床の枠を超えた柔軟な病床稼働）の徹底を行いながら、感染対策に留意しつつ、救急搬送患者受入増加に引き続き取り組む。 ・ 一次及び二次の産科医療機関からの母体救命搬送の受入れを拡充し、合併症妊娠を含めたハイリスク分娩における更なる質の向上を図るなど、周産期医療患者の受入れに取り組む。 ・ 院内の連携強化により、大阪府市共同 住吉母子医療センターにおいて、迅速かつ効率的に患者を受け入れる。 ・ 精神科病棟では、救命救急センターをはじめ他科との連携により、他の医療機関では受入れが困難な身体合併症患者を積極的に受け入れる。
大阪はびきの医療センターは、地域医療における拠点病院として、救急搬送受入や分娩への対応等を積極的に行うとともに、感染症指定医療機関として、重篤な併存疾患や多剤耐性結核患者の診療を行うなど、専門性の高い医療を提供した。一方で、肺がんの患者数は新型コロナ前までに回復していないことや、消化器・循環器等の延べ入院患者数が計画を下回るなど、医師の確保不足等により十分に機能が発揮できていない領域もあることから、医師の体制確保に努めるとともに、地域の医療ニーズを踏まえた機能の充実を図り、専門医療と地域医療における拠点機能の役割を果たしてもらいたい。	地域医療における拠点機能の充実及び呼吸器、感染症、アレルギー疾患等の専門医療の提供について、以下のとおり令和 8 年度 年度計画（p. 4）において反映させた。 （１）府の医療施策推進における役割の発揮 ① 役割に応じた医療施策の実施と診療機能の充実 ・ 南河内地域の拠点病院として、地域の医療機関だけでは対応が困難な症例やニーズに応じて、良質かつ高度な医療を提供するとともに、地域の保健・医療・介護関係機関、医師会、行政機関との連携を推進し、地域包括ケアシステムを支える役割を担う。 ・ 大阪府がん診療拠点病院として、5 大がんを始めとした様々な悪性腫瘍について、診断から外科治療・放射線治療・化学療法及び緩和医療を効果的に組み合わせた集学的・総合的医療を提供する。 ・ 呼吸器疾患の府内の中核病院として、専門医師、専門看護師、専門理学療法士が連携し、急性期の

令和 6 年度評価における意見	年度計画及び業務運営への反映状況
	集中治療から慢性期の治療とケア、呼吸器リハ、在宅療養患者の緊急時の受入れ等包括的な診療を行う。 ・ 大阪府アレルギー疾患医療拠点病院として、難治性の気管支喘息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、好酸球性副鼻腔炎、薬剤アレルギー等のアレルギー疾患に対応する。 ・ 新型インフルエンザ、SARS等の新興感染症をはじめ、重症肺感染症、多剤耐性肺結核等の蔓延の防止と診療、併発症をもつ結核患者の治療など、多種の感染症に対応する。 ・ 小児医療について、24 時間救急搬送受入れの役割を担うほか、地域の診療所と連携し、入院機能など必要とされる役割を果たす。 ・ 南河内地域における最多分娩機関として、安全・安心で快適な環境での分娩を進めるとともに、妊娠期から産後まで切れ目のない包括的な母子支援を行っていく。 また、医師の体制確保については、以下のとおり令和 8 年度 年度計画（p.17）に記載。 1 組織体制の確立 ② 職員の確保及び育成、並びに働き方改革 i 人材の確保 ア 医師 ・ 医師の採用にあたっては、大学医学部、医科大学等への働きかけを行い、ホームページによる公募などを通じ、より優れた人材を確保できるよう工夫していく。
大阪精神医療センターは、措置入院等の 24 時間受入れ体制を維持し、保護室の確保や病棟間の連携により救急対応を強化した。依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関として治療プログラムへの参加者数の実績を伸ばすなど依存症治療に取り組んだ。引き続き、府域におけるニーズの高い身体合併症患者の受入れや、発達障がい診断など、児童思春期精神科医療の一層の充実に取り組んでもらいたい。また、依存症治療拠点機関として、依存症に係る医療人材の養成を進めるなど、府域の主導的役割を果たすとともに、大阪府と連携した依存症施策の充実に取り組んでもらいたい。	身体合併症患者の受入れ、児童思春期精神科医療の充実及び依存症治療拠点機関としての取組みについて、以下のとおり令和 8 年度 年度計画（p. 6 ～ 7）において反映させた。 （1）府の医療施策推進における役割の発揮 ① 役割に応じた医療施策の実施と診療機能の充実 ・ 身体合併症のある患者を受け入れるための医療体制を整える。 ・ 自閉症などの発達障がい圏の児童を受け入れるとともに、発達障がい診断をはじめ昨今の診療ニーズ増に対応するため、児童思春期部門の充実・強化を図る。 また、子どもの心の診療ネットワーク事業に取り組むとともに、府の発達障がいの診療拠点医療機関として発達障がい精神科医師養成研修等を通じて府内の専門医の育成および診療体制の充実に努める。

令和 6 年度評価における意見	年度計画及び業務運営への反映状況
	・ 府の依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関として、また府の依存症対策の一翼を担う「依存症治療・研究センター」として、薬物、アルコール、ギャンブル等の各種依存症の治療プログラムを実施する。 ・ ギャンブル等依存症対策基本条例の制定など、依存症対策への社会的ニーズの高まりを受け、専門治療の提供に向けた医療体制整備を進めるとともに、依存症総合支援センター（大阪府こころの健康総合センター）との連携の強化を図る。また、（仮称）大阪依存症対策センターの設置に向けて、必要な人材としての医師の確保や養成など、積極的な協力を行う。
大阪国際がんセンターは、がん医療の基幹病院として、ロボット手術や内視鏡手術などによる低侵襲治療、高精度放射線治療等の先進的な医療や化学療法等を組み合わせた集学的治療を実施した。さらに、がんゲノム医療拠点病院として、エキスパートパネルを実施するなどがんゲノム医療の推進に努めた。一方で、手術件数が年度計画未達であることから、必要な体制を確保し、手術件数の増加に努めてもらいたい。また、医療機器の大規模更新などの投資については収支を見極めて検討しつつ、引き続き、先進的ながん医療の提供を行ってもらいたい。	手術件数の増加及び先進的ながん医療の提供について、以下のとおり令和 8 年度 年度計画（p. 8）において反映させた。 （１）府の医療施策推進における役割の発揮 ① 役割に応じた医療施策の実施と診療機能の充実 ・ 高度専門医療を提供するため、積極的に手術室の稼働率向上を図り、手術件数の増加に努める。さらに低侵襲手術、機能温存手術、高精度放射線治療、分子標的治療、免疫治療などの先進医療も実施する。また、新たな診断・治療方法の研究・開発にも取り組む。 また、医療機器への投資について、以下のとおり令和 8 年度 年度計画（p.19）において反映させた。 （１）効率的・効果的な業務運営・業務プロセスの改善 ① 自主的な経営管理の推進 ・ 病院施設や医療機器の整備等新たな投資を行う際は、損益計算に基づく経営状況分析を前提に、将来の収支見通し及び費用対効果を踏まえた適切な事業計画を策定する。
大阪母子医療センターは、総合周産期母子医療センターとして、重症妊婦・新生児の緊急搬送を積極的に受入れるなど、府域の周産期医療体制の安定化に貢献するとともに、先天性心疾患などに対する専門医療の提供、重篤小児の救命救急医療など、小児医療の基幹施設としての役割を果たした。引き続き、府内の母子医療の中核的役割を果たすため、周産期・小児に関する高度専門医療の提供や府内母子保健の向上に資する医療の提供に努めてもらいたい。	周産期・小児に関する高度専門医療の提供や府内母子保健の向上に資する医療の提供について、以下のとおり令和 8 年度 年度計画（p.9～p.10）において反映させた。 （１）府の医療施策推進における役割の発揮 ① 役割に応じた医療施策の実施と診療機能の充実 ・ 大阪府南部地域唯一の総合周産期母子医療センターとして、ハイリスクな妊産婦・新生児症例を受け入れる。また、充実した周産期医療資源を広く活用するために、幅広い分娩症例を受け入れる。 ・ 大阪府小児中核病院として、小児がんや難病、先天異常などの重篤、希少な小児疾患に対して、高度・専門的な医療を提供するとともに幅広い小児疾患に対応する。

令和 6 年度評価における意見	年度計画及び業務運営への反映状況
	・ 院内育児支援チームを中心とし、入院するすべての児・保護者への育児支援・虐待予防の取組を行うとともに、福祉等の地域機関と連携し支援の充実を目指す。 ・ 退院する保護者・妊婦への保健指導や母子保健疫学データの発信など、保健・医療・教育・学術機関と連携し、大阪府全域の母子保健向上に貢献する。

2.「業務運営の改善及び効率化」に関する大項目評価

令和 6 年度評価における意見	年度計画及び業務運営への反映状況
経営指標に関する年度計画の未達が多数発生した結果、地方独立行政法人へ移行後、最大となる当期純損失 74.5 億円を計上し、繰越損失は 109.7 億円まで拡大したことは重く受け止めなければならない。引き続き、組織マネジメントを強化し、経営改革プロジェクトチームなど法人全体としての取組に加え、外部の知見を活用した府と機構が一体となった取組を通じて、医師確保など診療体制の充実や、徹底した経費削減など経営改善に向けた取組を一層強力に進めていく必要がある。	経営改善に向けた取組みについて、以下のとおり令和 8 年度 年度計画（p.19）において反映させた。 （1）効率的・効果的な業務運営・業務プロセスの改善 ① 自主的な経営管理の推進 ・ 経営改革を推進するために設置した経営改革プロジェクトチームにおいて、大阪府との連携のもと、コンサルティング会社等の知見も活用しながら、引き続き経営課題に取り組む。また、年度計画や令和 7 年 10 月に策定した「府立病院機構経営改革プラン（案）」に掲げる早期の経常黒字化や令和 17 年度までに累積欠損金を解消するといった組織目標の着実な達成に向けて、センター別の月次報告及び月次決算等によって課題を把握しながら、必要な改善を迅速に行い、収支比率及び金額での目標達成を目指す。 また、組織マネジメントの強化、医師の確保、経費削減についても、以下のとおり令和 8 年度 年度計画（p.16、p.17、p.22）に記載。 1 組織体制の確立 ① 組織マネジメントの更なる強化 ・ 理事長のリーダーシップのもと、5 センターが一丸となって、医療面及び経営面における改善に取り組む。また、理事会等の運営に加えてセンターごとの経営協議の実施により、各センターの具体的な課題の把握と改善に努めるとともに、共有を図る。 ・ 各センターにおいては、それぞれの専門性に応じた役割を果たし、自律的な病院運営に取り組む。 ・ 本部事務局においては、法人全体の運営や各センター間の調整等を担うなど、センターの支援機能を果たす。

令和 6 年度評価における意見	年度計画及び業務運営への反映状況
	1 組織体制の確立 ② 職員の確保及び育成、並びに働き方改革 i 人材の確保 ア 医師 ・ 医師の採用にあたっては、大学医学部、医科大学等への働きかけを行い、ホームページによる公募などを通じ、より優れた人材を確保できるよう工夫していく。 （3）費用の抑制 ③ 経費の節減 ・ 更なる費用抑制を図るため、売買・請負等における従前の契約内容の検証を行いつつ、複数年契約・包括契約等の多様な契約手法も活用するとともに、ベンチマーク比較による価格交渉の実施等に努める。
また、ハラスメント事案や収賄事案といった重大なコンプライアンス違反が発生するとともに、個人情報漏洩事案が引き続き多数発生するなど、法人として、コンプライアンスの徹底が十分とは言い難い。社会的な信頼を得るために、職員のコンプライアンスに対する意識を高めるための取組を、より一層進めることが必要であり、綱紀粛正を図り、社会的信頼の回復に努めてもらいたい。	内部統制の強化について、以下のとおり令和 8 年度 年度計画（p.18）において反映させた。 1 組織体制の確立 ④ 内部統制の強化 ・ 職員を対象としたコンプライアンス研修を実施するとともに、コンプライアンス月間を設定し、職員の意識啓発のための取組を定期的、継続的に実施していく。 ・ 職員の受講を必須としたハラスメント研修を実施するとともに、厚生労働省のハラスメント対策強化月間に合わせて、職員の意識啓発や職場環境の改善に努め、ハラスメント撲滅のための取組を定期的、継続的に実施していく。また、公益通報体制を引き続き適正に運用する。 ・ 法人の健全な業務運営を確保し、社会的信頼に応える良質な統治体制を確立するため、監事による業務監査及び会計監査を実施する。 また、患者情報管理の徹底について、以下のとおり令和 8 年度 年度計画（p.26）において反映させた。 ・ カルテ等の個人の診療情報については、関係法令等に基づき、適切に開示する。 ・ 個人情報漏洩防止対策の強化を図るため、職員に対し、個人情報の保護に関する研修及び情報漏洩に関する事例共有等を通じた意識啓発を行うとともに、ポスターの掲示や複数情報での本人確認、電子カルテの表示仕様の変更、チェック体制の強化など、再発防止のための取組を徹底する。 ・ 個人情報の適正な管理について、各センター及び本部事務局において年度に 1 回以上点検及び監査を行う。 ・ 漏洩事案発生時には、個人情報保護委員会への報告を適正に行う。

令和 6 年度評価における意見	年度計画及び業務運営への反映状況
病院経営を取り巻く環境は今後も厳しいことが予想される中、引き続き各センターが地域の医療ニーズに応えられるよう、機構全職員が危機感を共有し業務運営に取り組んでもらいたい。また、医療人材に加え、高い専門性を持った事務職員を育成・確保するとともに、持続可能な経営の視点に立った施設及び医療機器への投資など、経営マネジメントの一層の強化に努めてもらいたい。	業務運営体制について、以下のとおり令和 8 年度 年度計画（p.16）において反映させた。 1 組織体制の確立 ① 組織マネジメントの更なる強化 ・ 理事長のリーダーシップのもと、5センターが一丸となって、医療面及び経営面における改善に取り組む。また、理事会等の運営に加えてセンターごとの経営協議の実施により、各センターの具体的な課題の把握と改善に努めるとともに、共有を図る。 ・ 各センターにおいては、それぞれの専門性に応じた役割を果たし、自律的な病院運営に取り組む。 ・ 本部事務局においては、法人全体の運営や各センター間の調整等を担うなど、センターの支援機能を果たす。 また、事務職員の確保・育成について、以下のとおり令和 8 年度 年度計画（p.17）において反映させた。 1 組織体制の確立 ② 職員の確保及び育成、並びに働き方改革 i 人材の確保 Ⅰ 事務職員 ・ 優れた人材を確保するため、各種求人サイトへの掲載、オンライン説明会、インターンシップの受け入れ、ホームページの充実等を通じて募集活動を強化するとともに、採用選考の回数や時期についても必要に応じて柔軟に見直しを行い、より効果的な人材確保に努める。 ii 職務能力の向上 ・ 事務職については、病院運営における環境の変化に対応できるよう、病院職員として求められるスキルの習得を図るため、研修を実施する。 加えて、持続可能な経営の視点に立った施設及び医療機器への投資について、以下のとおり令和 8 年度 年度計画（p.19）において反映させた。 （1）効率的・効果的な業務運営・業務プロセスの改善 ① 自立的な経営管理の推進 ・ 病院施設や医療機器の整備等新たな投資を行う際は、損益計算に基づく経営状況分析を前提に、将来の収支見通し及び費用対効果を踏まえた適切な事業計画を策定する。